

公告 第730号

## 組合規程の一部変更について

令和6年2月28日付SCSK健発第1126号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添のとおり公告する。

令和6年3月26日

SCSK健康保険組合  
理事長 小林 良成

■ 変更する規程

- ・各種健康診査等実施規程

以上

# 各種健康診査等実施規程

## 新旧条文対照表

新	旧
「略」	「略」
<p>(健康診査等の範囲)</p> <p><b>第2条</b> 当組合が実施する健康診査等の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定健診</p> <p>(2) 人間ドック</p> <p>(3) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断(以下「定期健康診断」という)</p> <p>(4) 生活習慣病健診</p> <p>(5) 婦人科検査(子宮がん検査、乳がん検査)</p> <p>(6) <u>削除</u></p> <p>(7) 歯科健診</p> <p>(8) がん検査(郵送検査)</p> <p>ただし、当組合が委託する健康診断委託業者(以下「委託業者」という)の契約医療機関(以下「契約医療機関」という)を利用しなければならない。</p> <p>なお、上記(7)、(8)の健康診査等については別途定める規程に基づくものとする。</p>	<p>(健康診査等の範囲)</p> <p><b>第2条</b> 当組合が実施する健康診査等の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定健診</p> <p>(2) 人間ドック</p> <p>(3) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断(以下「定期健康診断」という)</p> <p>(4) 生活習慣病健診</p> <p>(5) 婦人科検査(子宮がん検査、乳がん検査)</p> <p>(6) <u>オプション検査(脳MR、胸部CT、心血管)</u></p> <p>(7) 歯科健診</p> <p>(8) がん検査(郵送検査)</p> <p>ただし、当組合が委託する健康診断委託業者(以下「委託業者」という)の契約医療機関(以下「契約医療機関」という)を利用しなければならない。</p> <p>なお、上記(7)、(8)の健康診査等については別途定める規程に基づくものとする。</p>
「略」	「略」
<p>(補助金の支給限度額及び回数)</p> <p><b>第4条</b> 補助金の額は健康診査等の種類毎に次に定める自己負担を除いた額とし、それぞれの受診者1人あたり一年度(4月から翌年3月)につき1回を限度として支給するものとする。ただし、乳がん検査は<u>いずれか1つとし、重複して支給しない。</u></p> <p>(1) 特定健診           自己負担 0円</p> <p>(2) 人間ドック        自己負担 0円</p> <p>(3) 定期健康診断    自己負担 0円</p> <p>(4) 生活習慣病健診  自己負担 0円</p> <p>(5) 婦人科検査</p> <p>    ・子宮がん検査    自己負担 0円</p> <p>    ・乳がん検査</p> <p>        マンモグラフィ   自己負担 0円</p> <p>        乳腺エコー      自己負担 0円</p> <p>(6) (削る)</p>	<p>(補助金の支給限度額及び回数)</p> <p><b>第4条</b> 補助金の額は健康診査等の種類毎に次に定める自己負担を除いた額とし、それぞれの受診者1人あたり一年度(4月から翌年3月)につき1回を限度として支給するものとする。ただし、乳がん検査<u>及びオプション検査はそれぞれいずれか1つとし、重複して支給しない。</u></p> <p>(1) 特定健診           自己負担 0円</p> <p>(2) 人間ドック        自己負担 0円</p> <p>(3) 定期健康診断    自己負担 0円</p> <p>(4) 生活習慣病健診  自己負担 0円</p> <p>(5) 婦人科検査</p> <p>    ・子宮がん検査    自己負担 0円</p> <p>    ・乳がん検査</p> <p>        マンモグラフィ   自己負担 0円</p> <p>        乳腺エコー      自己負担 0円</p> <p>(6) オプション検査</p>

「略」

(一時立替)

**第7条** 第6条の他、次に定める事由により契約医療機関以外の医療機関での受診を被保険者または被扶養者が希望した場合は、事前に常務理事の承認を受けた上で被保険者または被扶養者が一時的に実費を立て替えて第3条に定める健康診査等を受診できるものとする。(ただし、第2条(3)定期健康診断を除く)

その場合は別に定める申請書に所定事項を記入し支払領収証及び受診結果票を添付の上、当組合に提出することにより次に定める上限金額の範囲内にて補助金を支給するものとする。

(1) 事由は以下のいずれかによる。

- ・最寄りの契約医療機関まで2時間30分以上かかる場合
- ・掛かり付け医があり、現在治療中である場合
- ・その他常務理事が妥当と認める場合

(2) 健康診査等の範囲、補助金の上限金額は以下のとおりとする。

- ・特定健診(7,020円)
  - ・人間ドック(40,000円)
- ただし、別表1の59歳以上の被扶養者(配偶者以外)は45,000円とする。
- ・生活習慣病健診(12,000円)
  - ・婦人科検査(10,000円)

※いずれか片方の場合

子宮がん検査(4,000円)、  
乳がん検査(6,000円)

- ・(削る)

附則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

- ・脳MR 自己負担 20,000円
- ・胸部CT 自己負担 5,000円
- ・心血管 自己負担 5,000円

「略」

(一時立替)

**第7条** 第6条の他、次に定める事由により契約医療機関以外の医療機関での受診を被保険者または被扶養者が希望した場合は、事前に常務理事の承認を受けた上で被保険者または被扶養者が一時的に実費を立て替えて第3条に定める健康診査等を受診できるものとする。(ただし、第2条(3)定期健康診断を除く)

その場合は別に定める申請書に所定事項を記入し支払領収証及び受診結果票を添付の上、当組合に提出することにより次に定める上限金額の範囲内にて補助金を支給するものとする。

(1) 事由は以下のいずれかによる。

- ・最寄りの契約医療機関まで2時間30分以上かかる場合
- ・掛かり付け医があり、現在治療中である場合
- ・その他常務理事が妥当と認める場合

(2) 健康診査等の範囲、補助金の上限金額は以下のとおりとする。

- ・特定健診(7,020円)
  - ・人間ドック(40,000円)
- ただし、別表1の59歳以上の被扶養者(配偶者以外)は45,000円とする。
- ・生活習慣病健診(12,000円)
  - ・婦人科検査(10,000円)

※いずれか片方の場合

子宮がん検査(4,000円)、  
乳がん検査(6,000円)

- ・オプション検査(心血管を除く)  
胸部CT(7,000円)  
脳MR(10,000円)

附則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表1

職種	健診対象年齢	定期健康診断	人間ドック	生活習慣病健診	特定健診
被保険者(本人)	35歳以上(※40歳以上は特定健診を含む)		●		
	34歳以下	●			
被扶養配偶者	35歳以上(※40歳以上は特定健診を含む)		● ※どちらか1つ選択制		
	30歳～34歳				●
被扶養者(配偶者以外)	59歳以上(※特定健診を含む)*2		● ※いずれか1つ選択制		
	40歳以上59歳未満				●
任意継続被保険者	被保険者(本人)	35歳以上(※40歳以上は特定健診を含む)	● ※どちらか1つ選択制		
		30歳～34歳			●
	被扶養配偶者	35歳以上(※40歳以上は特定健診を含む)	● ※どちらか1つ選択制		
		30歳～34歳			●
被扶養者(配偶者以外)	40歳以上			●	

## 《婦人科検査》

検査項目	検査内容	実施状況	実施状況
子宮がん検査	細胞診・内診	● ※被保険者女性・30歳以上被扶養配偶者(女性)	● ※30歳以上女性
乳がん検査	乳腺エコー	● ※被保険者女性・30歳以上被扶養配偶者(女性)	● ※30歳以上女性
	マンモグラフィ	● ※被保険者女性・30歳以上被扶養配偶者(女性) どちらか1つ選択制	● ※30歳以上女性 どちらか1つ選択制

\* 59歳以上の被扶養者(配偶者以外)の健診は、各種健康診査等実施規程の第7条(一時立替)を適用し実施する。

別表1

職種	健診対象年齢	定期健康診断	人間ドック	生活習慣病健診	特定健診
被保険者(本人)	35歳以上(※40歳以上は特定健診を含む)		●		
	34歳以下	●			
被扶養配偶者	35歳以上(※40歳以上は特定健診を含む)		● ※どちらか1つ選択制		
	30歳～34歳				●
被扶養者(配偶者以外)	59歳以上(※特定健診を含む)*2		● ※いずれか1つ選択制		
	40歳以上59歳未満				●
任意継続被保険者	被保険者(本人)	35歳以上(※40歳以上は特定健診を含む)	● ※どちらか1つ選択制		
		30歳～34歳			●
	被扶養配偶者	35歳以上(※40歳以上は特定健診を含む)	● ※どちらか1つ選択制		
		30歳～34歳			●
被扶養者(配偶者以外)	40歳以上			●	

## 《婦人科検査》

検査項目	検査内容	実施状況	実施状況
子宮がん検査	細胞診・内診	● ※被保険者女性・30歳以上被扶養配偶者(女性)	● ※30歳以上女性
乳がん検査	乳腺エコー	● ※被保険者女性・30歳以上被扶養配偶者(女性)	● ※30歳以上女性
	マンモグラフィ	● ※被保険者女性・30歳以上被扶養配偶者(女性) どちらか1つ選択制	● ※30歳以上女性 どちらか1つ選択制

## 《オプション検査》\*1 ※任意で追加可能(自己負担有)

検査項目	検査内容	実施状況	実施状況
胸部CT検査	ペリカルCT、マルチスライス など	—	—
心・血管(動脈硬化)検査	頸動脈エコー+血圧脈波+血中BNP	—	—
脳MR検査	脳MRA・MRI	● 40歳以上 いずれか1つ選択制	—
		● ※自己負担有	—

\*1 オプション検査は、人間ドックと併せて受診することができる。

\*2 59歳以上の被扶養者(配偶者以外)の健診は、各種健康診査等実施規程の第7条(一時立替)を適用し実施する。